

第16 避難設備の基準

誘導灯の基準

誘導灯は、危省令第38条の2第2項の規定によるほか、次によること。（平成元年3月3日消防危第15号）

- (1) 危省令第38条の2第2項の規定により設ける誘導灯の大きさは、A級、B級又はC級とすること。
- (2) 避難口及び避難口に通ずる出入口の誘導灯は、室内の各部分から容易に見通せるものであること。
- (3) 非常電源は、20分作動できる容量以上のものであること。
- (4) 政令第26条第2項第1号及び第2号、省令第28条の3第1項の規定の例によること。